



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(押部谷町木津自治会ほか)	地域協働局地域活性課	1
告示	放置自転車の移動・保管に関する告示	建設局西建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	7
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	10
告示	港湾施設の規模変更	港湾局経営課	11
告示	玉津庁舎利活用部分施設利用料の収納事務業務の委託	西区玉津支所	12
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	13
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区小束山2丁目)	都市局都市計画課	14
公告	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	16
市会事務局	神戸市会事務局職員の任免、服務等に関する規程	市会事務局政策調査課	17
市会事務局	特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程	市会事務局政策調査課	18
訂正	令和6年6月4日付け神戸市公報第3862号中	都市局都市計画課	20
訂正	令和6年5月31日発行神戸市公報<臨時特別号>中	行財政局税務課税制企画課	21

# 令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

神戸市告示第158号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、押部谷町木津自治会、篠原台北自治会、揚誠会自治会、神和台自治会、朝日が丘自治会、東白川台自治会、鈴蘭台東山自治会、日下部城南自治会、多井畑東町自治会、神戸北町大原3丁目自治会、天が岡自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月18日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

名称	押部谷町木津自治会	篠原台北自治会	揚誠会自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町木津654番地	神戸市灘区篠原台18番25号	神戸市北区道場町塩田字東沖代494番地の3
代表者の氏名	中村 弘之	田原 宏明	中ノ 正幸
代表者の住所	神戸市西区押部谷町木津537番地	神戸市灘区篠原台20番7号	神戸市北区道場町塩田1309番地

名称	神和台自治会	朝日が丘自治会	東白川台自治会
主たる事務所	神戸市西区学園東町7丁目128番地	神戸市西区北山台2丁目23番19号	神戸市須磨区東白川台2丁目10番1号
代表者の氏名	秋山 愛子	崎元 好子	青木 正二
代表者の住所	神戸市垂水区神和台1丁目23番地の7	神戸市西区北山台2丁目29番37号	神戸市須磨区東白川台4丁目21番8号

名称	鈴蘭台東山自治会	日下部城南自治会	多井畑東町自治会
主たる事務所	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目13番9号	神戸市北区道場町日下部1569番地	神戸市須磨区多井畑東町31番地の1
代表者の氏名	大鋸 康功	三方 崇史	小崎 正美
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目13番9号	神戸市北区道場町日下部1427番地	神戸市須磨区多井畑東町19番地の5

名称	神戸北町大原3丁目自治会	天が岡自治会
主たる事務所	神戸市北区大原3丁目20番1号	神戸市西区天が岡19番地の1
代表者の氏名	上原 美砂	北原 亮
代表者の住所	神戸市北区大原3丁目16番7号	神戸市西区天が岡20番地の7

令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 押部谷町木津自治会 令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中西 基浩	中村 弘之
代表者の住所	神戸市西区押部谷町木津532番地	神戸市西区押部谷町木津537番地

(2) 篠原台北自治会 令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	グリア 和美	田原 宏明
代表者の住所	神戸市灘区篠原台18番34号	神戸市灘区篠原台20番7号

(3) 揚誠会自治会 令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	塩谷 徳生	中ノ 正幸
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田681番地	神戸市北区道場町塩田1309番地

(4) 神和台自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岩崎 純子	秋山 愛子
代表者の住所	神戸市垂水区神和台1丁目2133番地の18	神戸市垂水区神和台1丁目23番地の7

(5) 朝日が丘自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	新村 喜代美	崎元 好子
代表者の住所	神戸市西区北山台2丁目6番8号	神戸市西区北山台2丁目29番37号

(6) 東白川台自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	奥野 玲子	青木 正二
代表者の住所	神戸市須磨区東白川台5丁目8番9号	神戸市須磨区東白川台4丁目21番8号

令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

(7) 鈴蘭台東山自治会

令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目5番9号	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目13番9号
代表者の氏名	木下 隆嗣	大鋸 康功
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目5番9号	神戸市北区鈴蘭台北町3丁目13番9号

(8) 日下部城南自治会

令和6年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤崎 哲史	三方 崇史
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部1430番地	神戸市北区道場町日下部1427番地

(9) 多井畑東町自治会

令和6年5月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 俊夫	小崎 正美
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町25番地の14	神戸市須磨区多井畑東町19番地の5

(10) 神戸北町大原3丁目自治会

令和5年4月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 國秋	井伊 一之
代表者の住所	神戸市北区大原3丁目5番16号	神戸市北区大原3丁目10番7号

令和6年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	井伊 一之	上原 美砂
代表者の住所	神戸市北区大原3丁目10番7号	神戸市北区大原3丁目16番7号

(11) 天が岡自治会

令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	枝川 泰士	梶田 季子
代表者の住所	神戸市西区天が岡4番地の16	神戸市西区天が岡7番地の4

令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	梶田 季子	沼野 真之
代表者の住所	神戸市西区天が岡7番地の4	神戸市西区天が岡1番地の2

令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	沼野 真之	上垣 智
代表者の住所	神戸市西区天が岡1番地の2	神戸市西区天が岡4番地の3

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上垣 智	関根 和司
代表者の住所	神戸市西区天が岡4番地の3	神戸市西区天が岡17番地の5

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	関根 和司	北原 亮
代表者の住所	神戸市西区天が岡17番地の5	神戸市西区天が岡20番地の7

神戸市告示第159号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 5 台	令和6年5月21日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
		自転車 3 台	令和6年5月28日	
		原付 1 台	令和6年5月28日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年5月14日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和6年5月14日	

神戸市告示第160号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月18日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	摂津本山駅周辺	自転車 1台	令和6年5月7日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	J R住吉駅周辺	自転車 2台	令和6年5月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岩屋駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	王子公園駅周辺	自転車 1台	令和6年5月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 25台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和6年5月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車 2台	令和6年5月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 7台	令和6年5月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 3台	令和6年5月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	甲南山手駅周辺	自転車 1台	令和6年5月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺	自転車	2台	令和6年5月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	灘駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	摩耶駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	11台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	15台	令和6年5月27日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	16台	令和6年5月28日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第161号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 変更認定する里づくり計画  
吹上里づくり計画
- 2 変更の内容  
土地利用計画の変更

神戸市告示第162号

次の港湾施設について、令和6年6月18日から、その供用の規模を改める。

令和6年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

規模を改める港湾施設

ふ頭用地

名 称	位 置	規 模	
		変更前	変更後
六甲アイランド ー4メートル物揚場④ 背後ふ頭用地	神戸市東灘区向洋町 東3丁目	8,160.33 m <sup>2</sup>	13,570.18 m <sup>2</sup>

神戸市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称  
玉津庁舎利活用部分施設の利用料収納事務業務
- 2 指定公金事務取扱者  
神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号  
生活協同組合 コープこうべ
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
利用料
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和6年6月17日
- 5 委託期間  
令和6年6月17日から令和11年3月31日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年6月18日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
サムティ株式会社  
大阪営業部長 佐々木康人  
大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社礎一級建築士事務所  
西尾晴佳  
大阪府中央区今橋2丁目5番8号  
06-6228-6050
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区栄町通四丁目1番1
  - (2) 敷地面積 約 383平方メートル
  - (3) 建築面積 約 232平方メートル
  - (4) 延べ面積 約2,727平方メートル
  - (5) 高さ 約44.09メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上15階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和6年6月18日から令和6年7月1日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年6月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区小東山2丁目1902番141
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区福田578番地6  
株式会社吉村一建設  
代表取締役 友藤 昭弘
- 3 許可番号  
令和5年3月8日 第8107号  
（変更許可 令和6年3月29日 第2111号  
変更許可 令和6年5月23日 第2120号）

# 令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和6年6月18日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第 R 6 - 3号	令和6年6月5日	神戸市長田区平和台町 1丁目7番1	15.65	4.50

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面の  
のとおり

神戸市選告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年6月5日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,807</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,723</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>255,042</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,372</u>
	灘区	<u>36,089</u>
	中央区	<u>36,989</u>
	兵庫区	<u>30,158</u>
	北区	<u>59,025</u>
	長田区	<u>25,713</u>
	須磨区	<u>43,760</u>
	垂水区	<u>58,896</u>
	西区	<u>65,446</u>

神戸市会事務局職員の任免、服務等に関する規程をここに公布する。

令和6年6月7日

神戸市会議長 坊 恭 寿

神戸市会規程第1号

神戸市会事務局職員の任免、服務等に関する規程

市会事務局職員の任免、服務、給与、職員証、制服等に関しては、法令及び規程に特別の定めのあるものを除き、市長の事務部局の職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程をここに公布する。

令和6年6月7日

神戸市会議長 坊 恭 寿

神戸市会規程第2号

特別の勤務に従事する神戸市会事務局職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）について定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の勤務時間、休憩時間及び週休日は、神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。）第2条第1項第4号に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の休憩時間は、規則第2条に定めるとおりとする。

(勤務時間等の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、市会事務局長が特に必要と認めた場合は、必要最少の期間に限り、その勤務に従事する職員の勤務時間を変更することができる。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第4条 この規程は、会計年度任用職員の勤務時間及び週休日については、適用しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

特別の勤務に従事 する職員		勤務時 間の区 分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
市会事務 局総務課	守衛、管 理員	(1)	午前7時45分から 午後4時30分まで	1時間	日曜日及 び土曜日	交替 勤務
		(2)	午前8時45分から 午後5時30分まで	1時間		
		(3)	午前9時45分から 午後6時30分まで	1時間		

備考 勤務時間の区分があるものは、各勤務場所の実情及び各職員の勤務時間に応じて所属長が指定する。

# 令和6年6月18日 神戸市公報第3864号

令和6年6月4日付け神戸市公報第3862号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正  
します。

令和6年6月18日

(26 ページ公告)

誤 株式会社三建

正 株式会社勝美住宅

令和6年5月31日付け神戸市広報<臨時特別号>について、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の公布に伴い、次のとおり訂正します。

令和6年6月18日

(神戸市広報<臨時特別号>中16ページ)

誤 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日

正 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日